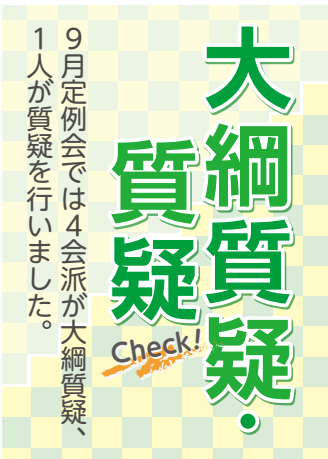




議第2号
三条市児童クラブ条例の一部改正について

安全確保の具体的方策を伺う。

職員の配置が増加することで目視の機会を増やし、緊急事態等の対応により配慮できるようになり、安全性の向上が図られる。

議第5号
三条市子ども家庭サポートセンター条例の一部改正について

まごころ学園児童発達支援センターとの協議を含め、今後の対応と設置する児童発達支援センターの体制、運営を伺う。

協議は必要なく、今後も連携していく。児童発達支援センターの定員は1日18名、小中学校を巡回し、学校での作業療法による支援も構築する。

議第8号
令和7年度
三条市一般会計補正予算

児童発達支援センター設置に向けた今後の進め方について伺う。

年内をめどに公募型プロポーザル方式により委託業者を選定、来年4月の開設に向け準備を進める。

第2表繰越明許費について、中学校体育館の空調設備工事が年度内に終わらないため、繰越明許費となった。現在の進捗状況はどうか。

現在実施設計の段階。9月中旬には設計を完了、10月中には施工業者を決定する予定。工事が冬期間にかけ、来年の5月中、遅いところでも1学期中の完了を見込んでいる。

令和7年度
三条市一般会計補正予算

令和4年に虐待等の事実の認定を高齢者虐待受理会議やそれに伴うケース会議で行ったと思われ、その過程で専門家として携わった弁護士がいると推察される。今回の法律コンサルタン卜業務に対応するのは、認定に携わった弁護士とは別の人か。それとも同じ人か。

さらに、認定に携わった弁護士である場合、本件調停では虐待等の事実の認定が争点になり得ると容易に想像できるが、同じ人に法律コンサルタント業務を委託する理由について見解を伺う。

分離措置等の厳正な対応を行うため、権利擁護に精通し、法的な知見を有する弁護士から助言をもらうことを業務内容とした委託契約を新潟県弁護士会と締結している。今回の事案は、従来から当市の高齢者虐待等に関わっている弁護士に対応してもらうことで調停を的確に進められると考え、当該弁護士に依頼するもの。

2件の調停ということだが、同一事案に対して別々に申し立てがあったのか。

1人の高齢者の事案に対する市の措置に対して、別々の人から2件の調停の申し立てがあったということである。

認定第1号
令和6年度決算の認定について(三条市一般会計及び各特別会計)

経常収支比率が98・6%と合併後最高水準となっていることについて見解を伺う。

管路の老朽化による漏水によるものと捉え、老朽管の更新を計画的に進める。令和5年度に衛星技術による漏水探査を実施。漏水が疑われる箇所の現地調査、漏水修繕を実施している。



討論

日本共産党議員団

認定第1号 令和6年度決算の認定について(三条市一般会計及び各特別会計)

【反対】

一般会計の一般任用職員報酬および一般任用職員給について
行政が率先して不安定雇用を進めるようなもので、地域の雇用や経済に与える影響も大きいため反対。
後期高齢者医療特別会計について
令和6年度から保険料が引き上げられた。被保険者は、ほぼ年金しか収入がない中、物価高騰の影響もあり、命をつ

寄附金という臨時的な収入で確保された財源を経常的な事業に活用することにより上昇。経常的な収入と支出の推移の重要な指標である。今後とも悪化していくと想定。

令和7年度当初予算編成時には、今後の物価高騰等を見据えて行財政改革の検討を進めると言っていたが、令和6年度決算における主要な財政指標が見込みよりも改善している中、その考えに変わりはないのか。

令和6年度は税収の増加等の一時的な要因により財源が確保されたものの、物価高騰や市場金利の上昇の影響等を踏まえれば、今後も経常的な経費の増加傾向は継続し、財政状況は厳しくなっていくと想定している。財政運営により慎重さが求められる状況であることを踏まえれば、さらなる財政の健全化に向け、行財政改革について検討を進めていく必要があると考えている。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、どのように活用したのか。また、プレミアム付き商品券の発行等、直接的かつ分かりやすい形で市民に還元する取り組みを行った自治体もあったが、当市では検討しなかったのか。

なぐ食事も、命を守る医療の受診さえままならない。本来、命と健康を守るべき医療保険が、後期高齢者の暮らしを追い込んでいく。
自治体の裁量が働く余地はないが、後期高齢者医療制度の廃止を求める立場から反対。

介護保険事業特別会計について
令和6年度予算では約1億6224万円計上されていた介護給付費準備基金繰入金が、この決算では約2557万円にとどまっている。

また、介護給付費準備基金は、決算年度末現在高が約23億8300万円と、適正とされる残高の約4倍にも積み上がった。

こうしたことから、日本共産党議員団が令和6年3月定例会において修正案で示した通り、第8期介護保険事業計画で保険料を取り過ぎたことにより増加した約3億600万円の基金は、第1号被保険者の保険料を引き下げ、負担軽減を図ることに充てるべきだと考え、反対。

討論

清風会

認定第1号 令和6年度決算の認定について(三条市一般会計及び各特別会計)

【賛成】

介護保険事業特別会計について、令和6年度から始まった第9期介護保険事業計画は、第9期の3年間で約9億5600万円の基金を取り崩す計画だ。令和6年度予算では基金から1億6224万円を取り崩すとしていたが、決算では2557万円にとどまっている。計画とかなりの差がある。今後の基金取り崩しの見込みはどうか。
計画値として余裕を持った数値であり、現在のところ計画策定時の見込み通りだ。見通しでは、

交付金の交付限度額等を勘案しつつ、プレミアム付き商品券の発行等も含めて検討したものの、低所得者世帯等への給付金、給食食料費の高騰対策、生活困窮者への灯油購入費助成金の支給、公共施設等のエネルギー料高騰対策に活用することがより効果的であると判断した。

2款総務費、まちづくり推進費の移住促進事業費について、奨学金返還支援で市内企業への就職等を推進する事業が取り組まれたが、実績が2割にとどまった原因は何か。

原因は周知不足。今年度は地道な周知活動を図り、現時点で上半期に想定していた10件に到達する見込み。

有収率の低下の要因と今後の向上

認定第2号
令和6年度決算の認定について(三条市公営企業会計)